

京都市予算規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年1月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第50号

京都市予算規則の一部を改正する規則

京都市予算規則の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「について、財政担当局長に合議し、市長の決定を受けた後、」を「を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局財政室)